

富山県事業持続月次支援金 Q & A  
(一般事業者用)

【1. 県月次支援金（以下「支援金」）について】

Q1 どのような制度でしょうか？

A1 本県への「まん延防止等重点措置」の適用に伴う外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請により、厳しい経営環境となる県内事業者の事業継続や立て直しを支援するため、国の「月次支援金」の給付決定を受けた事業者に対し、支援金を上乗せ支給するものです。

Q2 対象者は？

A2 以下のすべてに合致する事業者が対象となります。

(1) 国の月次支援金を受給した事業者

8月分または9月分、あるいは両月分ともに国の月次支援金を受けていることが申請要件となります。

※国の月次支援金は売上50%以上減少等の要件がありますので詳細は国HPをご覧ください。

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>

(2) 確定申告の納税地が富山県内の事業者

法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の納税地が富山県内の事業者に限ります。納税地は以下の①～③で確認してください。

- ① 法人の場合、法人税確定申告書別表一に記載された納税地
- ② 個人事業主（青色申告）の場合、所得税の青色申告決算書に記載された代表者住所
- ③ 個人事業主（白色申告）の場合、所得税の収支内訳書に記載された代表者住所

≪参考≫国の月次支援金の給付対象外の者

下記のいずれかに該当する場合は、不給付となります。

- ・ 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ・ 政治団体
- ・ 宗教上の組織若しくは団体
- ・ 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支給対象となっている者

※一部の店舗・事業において同協力金の支給対象となっていれば、他の店舗・事業を営んでいたとしても、給付対象外です。

- ・ 暴力団排除に関する誓約事項に反する者
- ・ 月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

Q 3 支援金の中小企業等、個人事業者等の範囲は？

A 3 国の月次支援金の給付対象者と同様です。

《参考》緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程（月次支援金に係る条文参照）

中小法人等	資本金10億円以上の大企業を除く、中小法人等を対象とし医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象（※） ※2021年4月1日時点において、次のいずれかを満たすことが必要です。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のいずれかを満たす法人であることが必要です。 1. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。 2. 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。
個人事業者等	フリーランスを含む個人事業主が広く対象

Q 4 不給付となる場合はありますか？

A 4 国と同様の基準（国の月次支援金に係る給付規定）及び富山県事業持続月次支援金申請要領の2に該当しない方は不給付とします。

このため、不給付要件に該当するが誤って国の月次支援金を受給した場合でも、県独自の審査（時短要請を行った飲食店等かどうかの審査等）により不給付となります。

また、富山県飲食業関連事業者支援給付金（第2次）を受給している場合、当該給付金の受給月に係る支援金の額は、当該給付金受給額を控除した額となります。控除した結果、0円以下になった場合は、不給付（給付額なし）となります。

《参考》国の月次支援金の不給付の主なもの

- ・ 地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金（注）の支給対象となっている事業者（飲食店、大規模施設やそのテナント等）（支給対象となっていれば協力金の受給に関わらず対象外）

（注）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるもの

- ・ 公共法人、宗教法人、風営法上の性風俗関連特殊営業を行う事業者
- ・ 暴力団排除に関する誓約事項に反する者など

Q 5 支援金を受給後に、国の月次支援金が返還となった場合、支援金も返還する必要がありますか？

A 5 国の月次支援金が不正受給と判断され、返還を請求された場合は、支援金も同様に返還を求めます。

なお、返還を求めたときは、この返還に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（支援金の額に年 10.95%の割合で計算した額）の支払いを求めることとなります。

また、支援金の返還を求めたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年 10.95%の割合で計算した額）の支払いを求めることとなります。

Q 6 不正に支援金を受けとった場合、罰則などはありますか？

A 6 国の月次支援金が不正受給と判断され、返還を請求された場合は、支援金も同様に返還を求めます。また、支援金の給付後、申請内容に虚偽が明らかになった場合も同様に返還を求めることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には、事業者名の公表、刑事告発等を行う可能性もありますのでご注意ください。

Q 7 創業後間もない事業者は申請できますか？

A 7 国の月次支援金の「新規開業特例」に該当した方は、申請できます。

Q 8 事業終了を考えていますが、その場合でも申請できますか？

A 8 国の月次支援金と同様、事業の継続、立て直しを支援するものであることから、申請できません。（国の月次支援金では、宣誓事項に事業の継続・立て直しのための取組を継続的に行うこととなっており、具体的な取組についてのアンケート記入が求められています。）

Q 9 支援金はいくら給付されますか？

A 9 8月分、9月分の国の月次支援金給付額にそれぞれ2分の1を乗じた額を給付します。（1円未満切り捨て）

- ・ 中小企業等 上限 10万円/月
- ・ 個人事業者等 上限 5万円/月

※ 富山県飲食業関連事業者支援給付金（第2次）（以下「県給付金」）の取扱い

- （1）県給付金を8月の売上減少により受給された方は、支援金の8月分の給付はありません。
- （2）県給付金を9月の売上減少により受給された方は、支援金の9月分の給付はありません。

ホームページ上で、給付上限額のイメージ図も掲載しておりますので、併せてご確認ください。

Q10 本社は他県にあり、県内に事業所（支社、支店等）があります。支援金の対象になりますか？

A10 対象となりません。法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の納税地が富山県内の事業者に限ります。納税地は以下の①～③で確認してください。

- ① 法人の場合、法人税確定申告書別表一に記載された納税地
- ② 個人事業主（青色申告）の場合、所得税の青色申告決算書に記載された代表者住所
- ③ 個人事業主（白色申告）の場合、所得税の収支内訳書に記載された代表者住所

Q11 国の月次支援金の受給が必須ですか（県の支援金だけ受給することは可能ですか）？

A11 国の月次支援金を受給していることを必須の要件としております。

Q12 国の月次支援金の対象外（県の支援金も同様）となる「時短要請に係る県協力金」の支給対象となっている者とは具体的にどのような事業者ですか？

A12 営業時間短縮要請の対象となった県内全域の飲食店及び富山市内の大規模施設及び施設内のテナントです。（次ページをご参照ください。）

《参考》 ※詳細は県HPでご確認ください。

### ① 飲食店への時短要請に係る協力金（第3次）の概要

【要請期間】 令和3年8月20日（金曜日）～9月12日（日曜日）※24日間

【対象施設】 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗

【要請内容】

対象地域	富山市（措置区域）	県内全域（富山市除く）
営業時間	午前5時～午後8時	午前5時～午後8時
酒類提供	提供を自粛（終日） （利用者による店内持込を含む）	午後7時まで
カラオケ設備※	利用自粛（終日）	特に制限なし
根拠法令	法第31条の6第1項	法第24条第9項

※飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備

### ② 集客施設への時短要請に係る協力金の概要

【要請期間】 令和3年8月20日（金曜日）～9月12日（日曜日）※24日間

【要請対象地域（まん延防止等重点措置区域）】 富山市

【対象施設】 延床面積が1,000平米を超える次の施設

対象施設
(1.) イベント関連施設 ・ 劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場 など ・ 集会場、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ・ ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る） など
(2.) イベントを開催する場合がある施設 ・ 体育館、水泳場、ボウリング場、遊園地、スポーツクラブ、ゴルフ練習場、 バッチェングセンター など ・ 博物館、美術館、記念館 など
(3.) 参加者が自由に移動できる施設 ・ 百貨店、ホームセンター、ショッピングモール、その他の物品販売店 など （生活必需物資を除く） ・ パチンコ店、ゲームセンター、遊園地 など ・ キャバレー、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス など ・ その他サービス業（生活必需サービスを除く）

## 【2. 申請書類について】

Q13 申請書類はどこで入手できますか？

A13 支援金に関するホームページより、ダウンロードできます。

<https://www.tonio.or.jp/info/getsujishien/>

なお、商工会議所、商工会、各市町村等の窓口での配布も予定しておりますが、準備が整い次第となります。

Q14 8月と9月が対象月だが、2か月分をまとめて申請することは出来ますか？

A14 できます。国の月次支援金の8月分、9月分の2か月ともに対象となる方は、県の支援金は、2か月分をまとめて申請していただくことで、必要な書類を集約して提出いただくことができます。8月分と9月分を分けて申請いただく場合は、その都度、必要書類一式のご提出をお願いすることになりますので、予めご了承ください。

Q15 何回でも申請できますか？

A15 対象月につき、最大で1回ずつ申請できます。今回の支援金は、事業者単位で、8月分、9月分の申請をしていただくこととなります。

基本的に、対象月について1回ずつの申請になりますが、例えば、8月分、9月分ともに国の月次支援金の対象となる場合、

- ① 国の月次支援金（8月分）受給の後に、支援金（8月分）の申請をし、国の月次支援金（9月分）受給の後に、支援金（9月分）の申請をする方法
- ② 国の月次支援金（8月分、9月分）を受給の後に、支援金（8月分、9月分）をまとめて申請する方法

のいずれかで申請できます。①の場合、その都度、必要書類一式をご提出いただくこととなります。②の場合は、2か月分をまとめて申請していただくことで、必要書類を集約してご提出いただくことができます。

Q16 交付要件である国の月次支援金の給付通知書を紛失した場合はどうしたらよいですか？

A16 給付通知書の写し（様式2）の代わりに、国の月次支援金の申請時に提出した確定申告書の写し（様式6）、国の月次支援金のマイページ（登録情報、申請ステータス）の写し（様式7-1）、及び月次支援金が入金されたことが分かる通帳のページの写し（様式7-2）を提出してください。（別途、事務局より必要な書類を申請者に求めることがあります。）

Q17 国の月次支援金の給付通知書が来ない場合、申請できないのですか？

A17 12月末までは、国の月次支援金の給付通知書の写し（様式2）を添付して提出してください。

ただし、12月末までに給付通知書が届かない場合は、給付通知書の写し（様式2）の代わりに、国の月次支援金の申請時に提出した確定申告書の写し（様式6）、国の月次支援金のマイページ（登録情報、申請ステータス）の写し（様式7-1）、及び月次支援金が入金されたことが分かる通帳のページの写し（様式7-2）をもって、支援金の申請をすることができます。（1月申請の特例）

### 【3. その他】

Q18 申請から給付までどのくらいかかりますか？

A18 申請状況によって、早い場合は申請から2、3週間、書類の不備等で確認が必要な場合はさらに遅くなることもあります。

Q19 支援金の給付通知書は発行されますか？

A19 発行します。給付又は不給付の決定結果について、申請者に通知いたします。

Q20 支援金は課税対象ですか？

A20 課税対象となるため、確定申告が必要です。申告方法などの詳細は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q21 国の月次支援金の申請の仕方が分からないので教えて頂けないでしょうか？

A21 国の月次支援金の申請手続きについては、大変ご面倒をおかけしますが、より正確性を期すため、月次支援金の相談窓口までお問い合わせください。

#### 《参考》月次支援金事務局 相談窓口

電話番号：0120-211-240

IP電話：03-6629-0479

受付時間：午前8時半～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）

Q22 売上減少割合が50%未満の事業者への支援はないのか？

A22 今回の支援金では、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請により、特に厳しい経営環境にある事業者の方々を支援する観点から、給付対象を国の月次支援金の給付を受けた方（売上減少割合が前年又は前々年比で50%以上減少の方）としております。

県においては、売上が少しでも減少していれば対象となるリバイバル・ミニリバイバル補助制度を設けて、事業者の方々を幅広く支援させていただいており、また、県の消費喚起プロジェクト支援事業など地域経済の回復に向けた取組みも行っておりますので、県の支援金については、特に厳しい経営環境となる事業者（50%以上減少の方）とさせていただいておりますので、ご理解願います。